

# 官報 号外

昭和五十八年二月十六日

## ○第九十八回 参議院会議録第五号

昭和五十八年二月十六日(水曜日)  
午前十時七分開議

### ○議事日程 第五号

昭和五十八年二月十六日  
午前十時開議

第一 昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

### ○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介

一、北海道開発審議会委員の選挙

一、国家公務員等の任命に関する件

以下 議事日程のとおり

### ○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第二百五番、地方選出議員、栃木県選出、上野雄文君。

「上野雄文君起立、拍手」

○議長(徳永正利君) 議長は、本院規則第三十条により、上野雄文君を大蔵委員に指名いたします。

○議長(徳永正利君) この際、来る二十三日に任期満了となる北海道開発審議会委員二名の選挙を行います。

昭和五十八年二月十六日 参議院会議録第五号

○大木浩君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○野田哲君 私は、ただいまの大木君の動議に賛成いたします。

○議長(徳永正利君) 大木君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、北海道開発審議会委員に北修二君、高木正明君を指名いたします。

○議長(徳永正利君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、原子力委員会委員に西堀正弘君、渡部時也君を、

原子力安全委員会委員に大山彰君、御園生圭輔君を、

中央更生保護審査会委員に本明寛君を、

日本銀行政策委員会委員に村上素男君を、

中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を、

商品取引所審議会委員に別府正夫君を、

航空事故調査委員会委員に八田桂三君を、同委員に糸永吉運君、榎本善臣君、小一原正君、幸尾治朗君を、

鉄道建設審議会委員に竹田弘太郎君、山田明吉君、宮崎輝君、藤本一郎君、大和田啓氣君、松沢卓二君、八十島義之助君、山口真弘君を、

労働保険審査会委員に浦田純一君、溝邊秀郎君を

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、原子力委員会委員、原子力安全委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員及び航空事故調査委員会委員のうち幸尾治朗君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、日本銀行政策委員会委員の任命について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

次に、中央社会保険医療協議会委員、鉄道建設審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、商品取引所審議会委員、労働保険審査会委員の任命について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、航空事故調査委員会委員及び航空事故調査委員会委員のうち榎本善臣君、小一原正君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、航空事故調査委員会委員のうち糸永吉運君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) 日程第一 昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長戸塚進也君。

### 審査報告書

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
昭和五十八年二月十日  
大蔵委員長 戸塚 進也  
参議院議長 徳永 正利殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、昭和五十七年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法律施行に伴う租税の減収見込額は、昭和

昭和五十八年二月十六日 参議院會議録第五号

五十七年度約十二億円である。

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金に  
ついての所得税及び法人税の臨時特例に關す  
る法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十八年二月八日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金  
についての所得税及び法人税の臨時特例に  
關する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十七年度の水田  
利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、  
当該個人の昭和五十七年分の所得税について  
は、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和  
四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規  
定する一時所得に係る収入金額とみなし、か  
つ、その交付の基因となつた農地に係る損失又  
は費用として大蔵省令で定めるものの額は、そ  
の交付を受けた金額を超える部分の金額を除  
き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した  
金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九  
号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、  
政府から昭和五十七年度の水田利用再編奨励補  
助金の交付を受けたものが、その交付を受けた  
日の属する事業年度においてその交付した金額を  
もつて固定資産の取得又は改良をした場合にお  
いて、その固定資産につき、その取得又は改良  
に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経  
理により減額し、又は当該金額以下の金額を政  
令で定める方法により経理したときにおける法  
人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適  
用については、政令で定めるところにより、そ  
の減額し又は経理した金額に相当する金額は、  
当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額  
に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項  
の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の  
属する事業年度の翌事業年度開始の日からその  
交付を受けた日以後二年を経過する日までの期  
間内に、その交付した金額をもつて固定資産の取  
得又は改良をした場合について準用する。この  
場合において必要な事項は、政令で定める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

(戸塚進也君登壇 拍手)

〇戸塚進也君 ただいま議題となりました昭和五  
十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所  
得税及び法人税の臨時特例に關する法律案につ  
きまして、委員会における審査の経過及び結果を御  
報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであ  
りまして、昭和五十七年度に政府から交付される  
水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を  
受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産  
法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年  
以内に固定資産の取得または改良に充てた場合に  
は、圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞ  
れ税負担の軽減を図ろうとするものであります。  
なお、本法施行に伴う昭和五十七年度の減収額  
は約十二億円と見込まれております。

委員会におきましては、水田利用再編奨励補助  
金の効果、水田利用再編対策の今後の見直し等  
について質疑が行われましたが、その詳細は會議録  
に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は  
全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決  
定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

〇議長(徳永正利君) これより採決をいたしま  
す。

〇議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

〇議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし  
た。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長

徳永 正利君

副議長

秋山 長造君

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 中野 鉄造君  | 和泉 照雄君  | 龜井 久興君  |
| 大川 清幸君  | 渡部 通子君  | 上條 勝久君  |
| 桑名 義治君  | 馬場 富君   | 中村 恒二君  |
| 高木 健太郎君 | 小西 博行君  | 金井 元彦君  |
| 鶴岡 洋君   | 中野 明君   | 中村 太郎君  |
| 伊藤 昭範君  | 増岡 康治君  | 加藤 武徳君  |
| 堀江 啓典君  | 太田 淳夫君  | 藤田 正明君  |
| 宮崎 正義君  | 井上 計君   | 鈴木 正一君  |
| 堀江 正夫君  | 降矢 敬雄君  | 沖 外夫君   |
| 藤原 房雄君  | 矢追 秀彦君  | 森山 眞弓君  |
| 黒柳 明君   | 藤井 恒男君  | 関口 恵造君  |
| 坂元 親男君  | 平井 卓志君  | 板垣 正君   |
| 三木 忠雄君  | 鈴木 一弘君  | 高平 公友君  |
| 淡谷 邦彦君  | 柏原 ヤス君  | 竹内 潔君   |
| 柄谷 道一君  | 木島 則夫君  | 熊谷 弘君   |
| 原 文兵衛君  | 二宮 文造君  | 伊江 朝雄君  |
| 多田 省吾君  | 小宮 芳平君  | 坂野 重信君  |
| 中尾 重信君  | 田淵 哲也君  | 戸塚 進也君  |
| 安井 謙君   | 新谷 實三郎君 | 鳩山 威一郎君 |
| 中山 千夏君  | 前島 英三郎君 | 遠藤 要君   |
| 美濃部 亮吉君 | 山田 耕三郎君 | 嶋崎 均君   |
| 秦 豊君    | 青島 幸男君  | 稲嶺 一郎君  |
| 真鍋 賢二君  | 田代 紀男君  | 西村 尚治君  |
| 谷川 寛三君  | 仲川 幸男君  | 山内 一郎君  |
| 名尾 良孝君  | 降矢 敬義君  | 松尾 太一郎君 |
| 福島 茂夫君  | 林 寛子君   | 江田 五月君  |
| 野呂 芳成君  | 井上 裕君   | 松浦 功君   |
| 大木 浩君   | 井上 道君   | 野末 陳平君  |
| 安孫子 藤吉君 | 岡田 吉夫君  | 川原 新次郎君 |
| 大庭 淑子君  | 岡田 広君   | 内藤 健君   |

|       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 石本 茂君    |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 志村 愛子君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 河本 嘉久蔵君  |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 片山 正英君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 斎藤 十朗君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 白井 莊一君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 上田 稔君    |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 遠藤 政夫君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 岩上 二郎君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 大城 眞順君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 杉山 令華君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 田沢 智治君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 井上 孝君    |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 大河 原太一郎君 |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 江島 淳君    |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 下条 進一郎君  |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 大島 友治君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 斎藤 榮三郎君  |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 山東 昭子君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 夏目 忠雄君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 中山 太郎君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 古賀 四郎君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 初村 滝一郎君  |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 熊谷 太三郎君  |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 楠 正俊君    |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 植木 光教君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 木村 睦男君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 岩本 政光君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 村上 正邦君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 福田 宏一郎君  |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 岡部 三郎君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 高木 正明君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 北 修二君    |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 長谷川 信君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 大木 正吾君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 宮田 輝君    |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 堀内 俊夫君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 目黒 今朝次郎君 |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 鈴木 省吾君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 長田 裕二君   |
| 山崎 昇君 | 内藤 三郎君 | 野田 哲君    |

昭和五十八年二月十六日 参議院會議録第五号

外務省中南米局長 羽澄 光彦  
資源エネルギ―庁次長 川崎 弘吾  
庁公益事業部長 小川 邦夫

仲川 幸男君 板垣 正孝  
小西 博行君 伊藤 郁男君  
議院運営委員  
辭任  
宮澤 弘君 林 寛子君  
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

臨時行政調查會事務局首席調查員 山本 貞雄君  
北方対策本部審議官 橋本 豊君

七  
八

|                |        |             |        |
|----------------|--------|-------------|--------|
| 警察庁長官官房審議官     | 鈴木 良一君 | 厚生省公衆衛生局長   | 吉原 健二君 |
| 警察庁刑事局審議官      | 高田 朗雄君 | 局老人保健部長     | 入江 慧君  |
| 警察庁刑事局保安部長     | 大堀太千男君 | 農林水産大臣官房審議官 | 関谷 俊作君 |
| 行政官房審議官        | 門田 英郎君 | 農林水産大臣官房審議官 | 大坪 敏男君 |
| 行政官房審議官        | 古橋源六郎君 | 農林水産大臣官房審議官 | 古谷 裕君  |
| 北海道開発庁計画監理官    | 竹下 淳君  | 通商産業大臣官房審議官 | 船内 哲郎君 |
| 経済企画庁調整局審議官    | 横溝 雅夫君 | 通商産業大臣官房審議官 | 野々内 隆君 |
| 経済企画庁物産局審議官    | 矢橋 有彦君 | 通商産業大臣官房審議官 | 斎藤 成雄君 |
| 経済企画庁総合計画局審議官  | 及川 昭伍君 | 通商産業大臣官房審議官 | 村田 文男君 |
| 科学技術庁官房審議官     | 内田 勇夫君 | 通商産業大臣官房審議官 | 池田 徳三君 |
| 科学技術庁原子力安全局次長  | 村野啓一郎君 | 通商産業大臣官房審議官 | 山田 勝久君 |
| 環境庁長官官房審議官     | 鈴木 健君  | 通商産業大臣官房審議官 | 石井 賢君  |
| 環境庁企画調整局環境保健部長 | 大池 眞澄君 | 通商産業大臣官房審議官 | 松田 泰君  |
| 国土庁長官官房審議官     | 荒井 紀雄君 | 運輸大臣官房審議官   | 西村 康雄君 |
| 法務大臣官房審議官      | 龜山 繼夫君 | 運輸大臣官房審議官   | 熊代 健君  |
| 法務大臣官房司        | 千種 秀夫君 | 運輸大臣官房審議官   | 大久保一男君 |
| 法務大臣官房司        | 宇川 秀幸君 | 運輸大臣官房審議官   | 棚橋 泰君  |
| 法務大臣官房審議官      | 藤井 宏昭君 | 運輸大臣官房審議官   | 丹羽 一夫君 |
| 法務大臣官房審議官      | 田中 義具君 | 運輸大臣官房審議官   | 山本 長君  |
| 法務大臣官房審議官      | 山下新太郎君 | 運輸大臣官房審議官   | 平賀 俊行君 |
| 外務大臣官房外務参事官    | 都甲 岳洋君 | 運輸大臣官房審議官   | 小粥 義朗君 |
| 外務大臣官房外務参事官    | 妹尾 正毅君 | 運輸大臣官房審議官   | 林部 弘君  |
| 外務大臣官房外務参事官    | 吉田 正輝君 | 運輸大臣官房審議官   | 増田 雅一君 |
| 外務大臣官房外務参事官    | 岩崎 隆君  | 運輸大臣官房審議官   | 吉田 公二君 |
| 外務大臣官房外務参事官    | 水野 勝君  | 運輸大臣官房審議官   | 吉沢 奎介君 |
| 外務大臣官房外務参事官    | 塚越 則男君 | 運輸大臣官房審議官   | 田中 暁君  |
| 外務大臣官房外務参事官    | 佐藤 光夫君 | 運輸大臣官房審議官   | 津田 正君  |
| 外務大臣官房外務参事官    | 岡崎 洋君  | 運輸大臣官房審議官   | 土田 栄作君 |
| 外務大臣官房外務参事官    | 佐藤 徹君  | 運輸大臣官房審議官   | 吉住 俊彦君 |
| 外務大臣官房外務参事官    | 勝川 欣哉君 | 運輸大臣官房審議官   | 坂 弘二君  |
| 外務大臣官房外務参事官    | 長岡 聰夫君 | 運輸大臣官房審議官   | 岩田 脩君  |
| 外務大臣官房外務参事官    | 齊藤 尚夫君 | 運輸大臣官房審議官   | 岩田 脩君  |
| 外務大臣官房外務参事官    | 小林 功典君 | 運輸大臣官房審議官   | 岩田 脩君  |
| 外務大臣官房外務参事官    | 古賀 章介君 | 運輸大臣官房審議官   | 岩田 脩君  |
| 外務大臣官房外務参事官    | 新田 進治君 | 運輸大臣官房審議官   | 岩田 脩君  |

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

金屬鉱業事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一四号) 商工委員会に付託  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案(閣法第一五号) 通信委員会に付託

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員案提出原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問に対する答弁書

参議院議員案提出米国防報告と新鋭原子力空母等の日本寄港に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、中央選挙管理委員会である左記の者は三月三十一日任期満了となるので、後任者の任命について公職選挙法第五条の二の規定に基づき本院の議決による指名を求める旨の要求書を受領した。

記

近藤 英明  
堀家 嘉郎  
儀同 保  
大塚 一男  
鬼木 勝利

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づき昭和五十八年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。  
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

近藤 忠孝君

補欠

下田 京子君

農林水産委員

辞任

下田 京子君

補欠

近藤 忠孝君

決算委員

辞任

佐藤 昭夫君

補欠

安武 洋子君

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 昭和五十八年度総予算の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

昭和五十八年二月十六日 参議院会議録第五号 議長報告事項

一、派遣委員

第一班 土屋 義彦 関口 恵造

藤井 裕久 大川 清幸

立木 洋 蔵内 修治

瀬谷 英行 対馬 孝且

中西 一郎 赤桐 操

岩動 道行 大島 友治

八木 一郎 伊藤 郁男

長谷川 信 古賀雷四郎

後藤 正夫 田代由紀男

粕谷 照美 桑名 義治

秦 豊

第二班 北海道

愛知県

福岡県

第三班 各班とも二月二十四日及び二十五日の二日間

一、費用 概算一、三二〇、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

昭和五十八年二月九日

参議院議長 徳永 正利殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

防衛費の新たな増止に關する質問主意書(案豊君提出)

集団的自衛権の解釈についての検討作業に關する質問主意書(案豊君提出)

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

宮澤 弘君

補欠

藤田 正明君

大蔵委員

辞任

嶋崎 均君

補欠

関口 恵造君

藤田 正明君

大蔵委員

辞任

嶋崎 均君

補欠

関口 恵造君

藤田 正明君

大蔵委員

辞任

嶋崎 均君

補欠

関口 恵造君

藤田 正明君

大蔵委員

社会労働委員

辞任

関口 恵造君

補欠

嶋崎 均君

農林水産委員

辞任

近藤 忠孝君

補欠

下田 京子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に關する特別措置法案(閣法第二四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

社会労働委員会に付託

農業改良助長法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

農林水産委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金に關する所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案(衆第一号)審査報告書

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険協議会及び社会保険医療協議会法第十五條第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を商品取引所審議会委員に任命したので、商品取引所法第三十九條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任) 渡部 時也

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月二十日任期満了による再任) 大山 彰

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月一日任期満了の笠松章の後任) 本明 寛

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の立止嘉の後任) 村上 素男

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険協議会及び社会保険医療協議会法第十五條第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の森崎久壽の後任) 別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

別府 正夫

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したので、航空事故調査委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を近畿地方の森崎久壽の後任

昭和五十八年二月十六日 参議院会議録第五号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

## 記

(二月二十一日任期満了による再任)(委員長)

(同)(委員)

(同)(同)

(同)(同)

(同)(同)

(同)(同)

同日内閣から、左記の者を鉄道建設審議会委員に任命したので、鉄道敷設法第六条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

## 記

(三月三十一日任期満了による再任)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

## 大蔵委員

辞任

関口 恵造君

宮澤 弘君

藤田 正明君

均君

補欠

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

均君

〇〇円に変更したい。

右のとおり承認を求めます。

昭和五十八年二月十四日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦豊君提出

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日米合同訓練に関する質問主意書(秦豊君提出)

空中警戒監視システムに関する質問主意書(秦豊君提出)

豊君提出

竹島問題に関する質問主意書(秦豊君提出)

昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

中尾 辰義君

補欠

小平 芳平君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

中尾 辰義君

補欠

原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問主意書

来る三月二十一日から米原子力空母「エンタープライズ」が佐世保に寄港することになっているが、十五年ぶりの寄港が意味するところと今後につなげる影響はすこぶる大きいと言わねばならない。よつて数点にわたり質問する。

一 今回の寄港は単なる「乗組員の休養と補給である」と言い切れるのか。

二 「エンタープライズ」の佐世保寄港は今回限りの措置であるのか。それとも今後常時寄港するための布石なのか。

三 反復寄港について政府としては既に了解を与えているのか。仮に了解を与えているとすればどのような理由に基づいているのか。

四 これ迄の横須賀に加えて佐世保を活用しようとする米側の方針は、究極するところは「補給基地佐世保」から「前方拠点基地佐世保」への明らかな転換ではないのか。

五 三に関連して反復寄港についての了解を与えていない場合、米側が「エンタープライズ」の反復寄港を求めて来た時にはどう対応するのか。

六 米側が「エンタープライズ」の横須賀寄港を要請して来た場合はどうするのか。

右質問する。

昭和五十八年二月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦豊君提出

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月一日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦豊君提出

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月一日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦豊君提出

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月一日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦豊君提出

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月一日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦豊君提出

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月一日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦豊君提出

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月一日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員 秦豊君提出

具体的な寄港日程、寄港地、目的等については、通報を受けていない。

政府としては、同空母が実際に我が国に寄港するような場合に、その段階で日米安保条約及びその関連取極を踏まえ対処する所存である。

米国防報告と新鋭原子力空母等の日本寄港に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月一日

参議院議長 徳永 正利殿

秦 豊

米国防報告と新鋭原子力空母等の日本寄港に関する質問主意書

一月三十一日発表された一九八四年度米国防報告は新たな海上前進展開計画(柔軟作戦)の一環として新編成の空母機動部隊を日本海にも展開することを明らかにしているが、それに関連して以下の数点を質問したい。

一 この措置によつて北西太平洋と日本海を指向した米空母は、在来の「エンタープライズ」に今春配備が予定されている新鋭原子力空母「カール・ビンソン」を加えた二隻となるが、政府としては「エンタープライズ」の佐世保寄港問題と同じ認識と理由によつても求められれば「カール・ビンソン」の日本寄港は無条件で認める意向であるのか。

二 旧戦艦「ニュージャージー」は、巡航ミサイル「トマホーク」二十四基を搭載するための改装作業を既に終え試験航海中であるが、この「ニュージャージー」の日本寄港について要請された場合はどのように対応するのか。

三 「ニュージャージー」の日本寄港を拒む政策上あるいは条約解釈上の何らかの理由があると考えているのか。

四 米国防軍によるこのような一連の措置は、明らかに対ソ戦略の強化であり、同盟国日本に対しては一層の役割分担を求める路線にはかならないと考えるが、政府としての基本的な認識は

どうか。

右質問する。

昭和五十八年二月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出米国防報告と新鋭原子力空母等の日本寄港に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出米国防報告と新鋭原子力空母等の日本寄港に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

政府としては、米空母「カール・ビンソン」及び米戦艦「ニュージャージー」の我が国寄港の可能性については、米政府から何ら通報を受けていないが、仮にこれら艦船が我が国に実際に寄港するような場合には、日米安保条約及びその関連取極を踏まえ対処する所存である。

なお、日米安保条約上、艦船によるものを含め、核の持込みが行われる場合はすべて事前協議の対象となり、また、核の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては常にこれを拒否する所存である。

四について

米国防報告は、抑止力確保の観点から、新たな艦船の建造等及びその配備を進めているものと承知している。また、米国防報告は日米安保体制の一層の効率的運用確保のため、引き続き我が国の努力を期待しており、我が国としても、自主的判斷に基づきそのための努力を今後とも行っていく所存である。

しかし、御指摘の米空母「カール・ビンソン」又は米戦艦「ニュージャージー」の配備に関連して、米国防報告が我が国に対し、何らかの具体的な要請が行われているわけではない。

防衛費の新たな歯止めに関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月五日

参議院議長 徳永 正利殿

秦 豊

防衛費の新たな歯止めに関する質問主意書

防衛予算の基本的構造が変わらない限り、来年度にも防衛費がGNPの二%を超えることは必至であろう。後年度負担の歳出化が予定通りに行われた場合には、昭和五十九年度で早くもGNPの一・二%ないし一・三%に達するものと見られている。

そこで次の諸点について質問する。

一 中曽根総理大臣は、去る一月二十九日、参議院本会議での答弁の中で「防衛費の歯止めについてはそれが必要になつた時に考える」と述べているが、来年度にも一%突破が見込まれている時点では、この答弁はいかにも投げやりであり安易ではないか。

政府は、防衛費の新たな歯止めの必要を真剣に考えているのか。

二 そのためにどんな努力と検討作業を進めているのか。

三 遅くとも昭和五十九年度予算の概算要求に入る今年七月までは、防衛費の新たな歯止めを決定すべきではないか。

四 その場合は抽象的なし理念的なものと、パーセンテージ又はそれに類する数量的表現の両面を共に考えるべきではないか。

五 防衛費に関する最大の歯止めは憲法であり、平和を希求する最大多数の国民の意志、世論ではないのか。

六 一%を超えたから即軍国化とするのは短絡にしても、少なくとも政府としては重大な方針転換であることは否定出来ない。国民の新たな合意形成に向けて大きな又真摯な努力が必要ではないか。

七 防衛費の新たな歯止めを考える場合、「兵力量の上限」を定めるのも一つの方法ではないのか。

八 その場合、防衛計画の大綱水準の戦力が即ちその兵力量の上限と考えてよいのか。

九 例えは、一つの案として「総合安全保障支出指数」的なものを算定する考えはどうか。(防衛費、対外援助、人道援助などのGNP比を一定の比重をかけた上で加えたもの)。

十 中曽根総理大臣の構想として伝えられた「安全保障問題に関する臨時調査会」は、いつ頃現実化する考えか。検討と準備は進んでいるのか。その性格、構成、メンバー等は全く白紙か。右質問する。

昭和五十八年二月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出防衛費の新たな歯止めに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出防衛費の新たな歯止めに関する質問に対する答弁書

一 から九までについて

当面各年度の防衛関係費がGNPの二パーセントを超えないことをめどとするという昭和五十九年十一月五日付けの閣議決定は、現在のところ、変える必要はないと考えている。

昭和五十九年度以降の防衛関係費の対GNP比率がどのようなものとなるかについては、今後のGNPの推移及び防衛関係費の動向に不確定な要素があり、見通しを申し上げることは困難である。

いわゆる「防衛費の新たな歯止め」の問題については、その必要性が具体的に生じた事態において検討すべきものと考えており、その内容又は決定の時期等については、現在、検討を行っていない。

いづれにせよ、我が国の防衛力整備は、憲法に従い、国民の理解と支持の下にこれを行っていくべきものであることは当然である。

十について

御指摘の構想については、現在のところ、政府として具体的な検討を行う段階には至っていない。

昭和五十八年二月十六日 参議院會議録第五号 質問主意書及び答弁書

集団的自衛権の解釈についての検討作業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年二月五日

参議院議長 徳永 正利殿 奏 豊

集団的自衛権の解釈についての検討作業に関する質問主意書

シレーンの防衛をめぐる一つの焦点として、集団的自衛権の行使とその解釈が改めて大きく浮上しているが、それに関連して次の諸点を明らかにして頂きたい。

一 政府は、今通常会再開に備えて外務・防衛両省庁を中心に、集団的自衛権の行使とシレーン防衛問題のさまざまなケースを想定した検討作業を行った事実はあるのか。

二 その大前提は従来の政府方針のごとく「集団的自衛権の行使は、憲法上認められない。」とするものか。

三 シレーン防衛をめぐる各種のケースおよび事態を想定した検討作業のうち、特に問題となつたケースの幾つかを示して頂きたい。

四 従来の政府の解釈で集団的自衛権の行使と見られていたもののうち、今回の作業では、個別的自衛権の枠内として見直されたものはあるのか。もしあれば、それはどのようなケースか。

五 今回の検討作業は、全体的な結果として個別的自衛権の範囲を拡大したものではないのか。

六 外務・防衛両省庁が行つた検討作業結果の、モソないし文書の内容を明らかにしてほしい。政府としての対応を説明されたい。

昭和五十八年二月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘 参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出集団的自衛権の解釈についての検討作業に関する質問に対し、別紙答弁

書を送付する。

参議院議員秦豊君提出集団的自衛権の解釈についての検討作業に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

政府は、これまで、集団的自衛権の行使とシレーン防衛問題の様々なケースを想定した検討作業を行った事実はない。

なお、政府は、憲法上許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲内にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

〔参照〕

二月十四日議長において、左のとおり議席を変更した。

|     |         |
|-----|---------|
| 一七〇 | 高杉 勉忠君  |
| 一七八 | 大木 正吾君  |
| 一八五 | 片山 基市君  |
| 一八六 | 目黒今朝次郎君 |
| 一九三 | 山崎 昇君   |
| 二〇六 | 本岡 昭次君  |
| 二〇七 | 鈴木 和美君  |
| 二〇八 | 山田 謙君   |
| 二一〇 | 坂倉 藤吾君  |
| 二一一 | 佐藤 三吾君  |
| 二一二 | 大森 昭君   |
| 二二三 | 松前 達郎君  |
| 二二四 | 穂山 篤君   |
| 二二六 | 村沢 牧君   |
| 二二七 | 勝又 武一君  |
| 二二八 | 安恒 良一君  |
| 二二九 | 吉田 正雄君  |
| 二三三 | 丸谷 金保君  |
| 二三四 | 広田 幸一君  |
| 二二五 | 矢田部 理君  |
| 二二五 | 志苦 裕君   |

定した。

|     |         |
|-----|---------|
| 二二六 | 福岡 知之君  |
| 二二七 | 粕谷 照美君  |
| 二二八 | 寺田 熊雄君  |
| 二二九 | 片岡 勝治君  |
| 二三〇 | 宮之原貞光君  |
| 二三一 | 和田 静夫君  |
| 二三二 | 松本 英一君  |
| 二三三 | 竹田 四郎君  |
| 二三四 | 村田 秀三君  |
| 二三五 | 小野 明君   |
| 二四〇 | 川村 清一君  |
| 二四一 | 田中寿美子君  |
| 二四二 | 西ヶ久保重光君 |
| 二四三 | 上野 雄文君  |
| 二四五 |         |

二月十六日議長において、左のとおり議席を指定した。

第三号中正誤

一 段行 誤

一 三 終わり 死 武器 正

第四号中正誤

一 段行 誤 正

三 四 終わり 墮落 墮落

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局

電話 東京 五五二二(六代)

定価 一円

明治三十五年三月三十一日 第三種郵便物認可